ASAHI NEWS

令和2年7月10日
第124号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ 7月の主な予定 ■■■

税務・会計

7月10日：源泉所得税（納期特例分）の納期限

7月15日：所得税の予定納税の減額申請期限

7月31日：所得税の予定納税額の納期限（第1期分）

経営・経済

7月14日： 日銀金融政策決定会合（日銀、15日まで）

7月16日： 欧州中央銀行（ECB）定例理事会（独フランクフルト）

7月18日： G20財務相・中央銀行総裁会議（テレビ会議）

7月20日： 20年上半期の貿易統計発表（財務省）

7月21日： 全国消費者物価指数発表（総務省）

7月30日： 4～6月期の米GDP速報値発表（商務省）

7月31日： 有効求人倍率発表（厚労省）

7月31日： 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）

ASAHI NEWS（資産税）
令和2年7月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

前号・前々号の2回にわたり新型コロナウィルス感染症に対する支援制度について特集してきました。すでに多くの方が給付金や融資制度の手続きをされているかと思いますが、今回は今後予定されている支援措置の中から固定資産税等の軽減措置をご案内します。

※本資料は令和2年7月1日時点の情報に基づいて作成しております。今後の新たな制度の情報にご注意ください。

制度の概要

新型コロナウィルス感染症の影響で事業収入が一定以上減少している中小企業者や小規模事業者の税負担を軽減するため、令和3年度の固定資産税及び都市計画税を事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とする制度です。

制度の内容

＜ 対象者 ＞

中小企業者・小規模事業者（資本金等の額又は出資金の額が1億円以下の法人、 資本又は出資を有しない法人又は個人で従業員1,000人以下） ※大企業の子会社等は対象外

＜ 対象業種 ＞

風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業以外の業種

＜ 軽減対象 ＞

設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税

＜ 軽減率 ＞

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率

50%以上減少 ・・・ 全額

30%以上50%未満 ・・・ 2分の1

＜ 手続き ＞

適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等に、

①中小事業者等であること、

②事業収入の減少、

③特例対象資産の居住用・事業用割合についての確認を受け、令和3年1月31日までに各自治体への申告が必要です。

＜ 認定支援機関等による受付開始 ＞

令和2年7月中旬以降の受付開始を予定

＜ 市町村による申告受付開始 ＞

令和3年1月からを予定

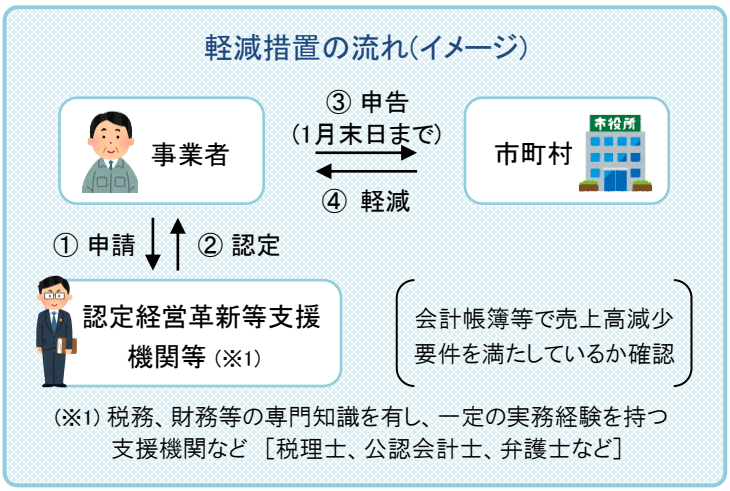

＜ Q & A ＞

Q1. 開業間もない場合

A1. 前年と比較して一定の事業収入が減少している場合を要件としているため、前年同期との比較ができない場合は対象外となります。

Q2. 事業用家屋とは

A2. 非居住用家屋であって、一般的には工場などの事業用の建屋等を想定。
賃貸業（ビル・マンション・アパート等）を営む事業者の、新型コロナウィルス感染症に起因する賃料猶予や減額による事業収入の減少も対象となります。

Q3. 事業収入とは

A3. 一般的な収益事業における売上高と同義となり、給付金・補助金収入・事業外収入は除きます。

Q4. 比較方法

A4. 令和2年2月～10月の期間で任意の連続する3月の事業収入の合計を前年の同期間と比較する見込みです。

Q5. 令和2年度分の取扱い

A5. 令和2年度分は軽減対象になりませんが、別途の措置として、納税猶予が可能となる場合があります。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS（法人税）
令和2年7月10日発行

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

青色欠損金・災害損失欠損金の繰戻し還付　～新型コロナによる特例～

前期が黒字だった法人が経営悪化などで当期が赤字になった場合、前期に納税した法人税の還付を受けることができます。新型コロナウイルス感染症の影響による損失が発生し、災害損失欠損金に該当する場合には、さらに前々期まで遡って法人税の還付を受けることもできます。今期が赤字決算の場合はぜひご検討ください。

欠損金の繰戻し還付

青色申告書を提出する法人が、その 確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

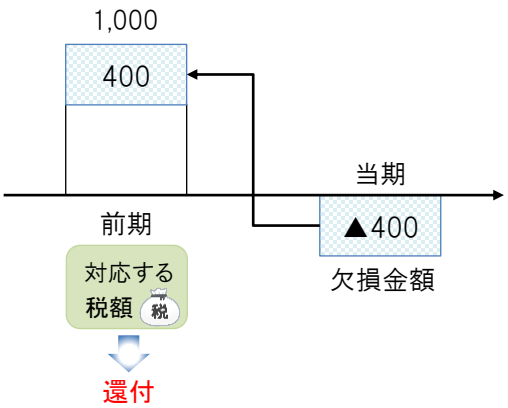

（出典）財務省「欠損金の繰戻しによる還付の特例」を加筆修正

➢ 新型コロナによる特例

- これまで中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、利用できる法人の範囲が拡大され、資本金1億円超10億円以下の法人も利用することができます。
- この特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます（この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となります）。
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

※還付請求を行う場合は、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書の提出が必要です。

災害損失欠損金の繰戻し還付

災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産の損失（災害損失欠損金）※が生じた法人が、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

※ 対象となる災害損失欠損金は以下の通り
①災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度に生じたもの
②災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じたもの

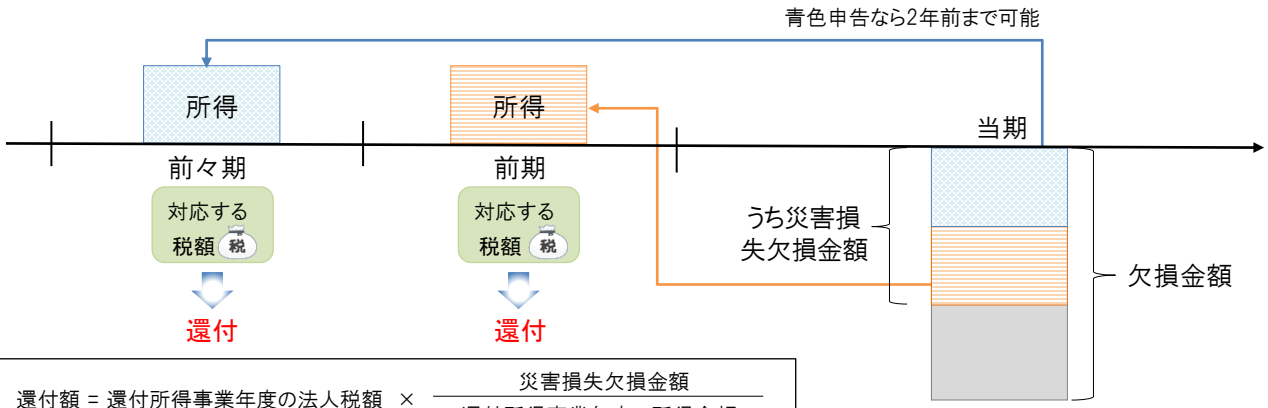

$$\text{還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害損失欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

（出典）財務省「欠損金の繰戻しによる還付の特例」を加筆修正

➢ 新型コロナによる災害損失欠損金の具体例

新型コロナウイルス感染症の影響による以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- 飲食業者等の食材の廃棄損
- 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

上記制度の詳細についてご不明な点は弊社担当者へお問いわせください。